

【西原共同福祉施設(西原町商工会)ホール等使用案内】

【申込み】

- ・ 「施設使用許可申請書」に必要事項をご記入・押印の上、使用料を添えて当会窓口へ提出
- ・ 使用申請は、使用予定日の 1 ヶ月前からの受付
(土日祝祭日利用の場合、使用日前日までに申込がない場合は、キャンセルとさせていただきます)

【使用料等】

- ・ 施設の使用料は別表のとおり
- ・ 特別の理由のないかぎり既納の使用料は原則還付しない
- ・ 使用者又は利用者は、施設等を損傷又は滅失したときはその損傷等にかかる損害額を弁償しなければならない

【使用資格】

- ・ 官公庁及び公的機関、団体 ・ 町商工会会員事業所 ・ 町内所在事業所
- ※ 但し、営業・販売などの営利目的での利用又は当会が利用内容に適していないと判断した場合は使用することはできません

【使用時間】

- ・ 午前 9 時 ~ 午後 10 時まで

(施設使用不可となる事項)

- イ、物品販売を主とする者
 - ・ 不特定多数の顧客を対象とした物品販売
 - ・ 展示会、商品説明会等で当日又は後日において販売・契約を行う場合
 - ・ 有償の指導、検査、相談等
 - ロ、定期的又は継続的に行う営業行為
 - ・ 塾、教室等
 - ハ、公益を害し、風俗をみだすおそれがあると認められる場合
- 二、近隣住民に迷惑を与える騒音、光、悪臭を発生する装置等を持ち込み使用する場合